

昭和五十七年政令第四十四号

協同組合による金融事業に関する法律施行令

内閣は、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第二条第一項及び第三項、第六条第二項並びに第七条第二項の規定並びに同法第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（出資の総額の最低限度）

第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める額は、当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 東京都の特別区の存する地域又は金融庁長官の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用協同組合

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない信用協同組合の範囲）

二 その他の信用協同組合 一千円

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。） 一億円

第二条 法第五条の三に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合とする。（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない信用協同組合の範囲）

（組合員等以外の者からの監事の選任を要しない信用協同組合）

第二条 法第五条の三に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合は、その事業年度の開始の時における預金及び定期積金の総額（以下この条及び第二条の三において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用協同組合とする。

2 法第五条の三に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同条に規定する総額及び合計額は、それぞれ信用協同組合の事業年度の開始の時ににおける総額及び合計額とする。

3 信用協同組合の事業年度の開始の時における預金等総額又は法第五条の三に規定する員外預金比率（以下この条及び第二条の三において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の三に規定する信託組合等に該当するものとみなす。

4 信用協同組合の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となる場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第二条の三において同じ。）後の信用協同組合又は合併により設立された信用協同組合に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の三に規定する信託組合等に該当しないものとみなす。ただし、当該信用協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第二条の二 削除

（会計監査人の監査を要しない信用協同組合の範囲）

第二条の三 法第五条の八第一項に規定する政令で定める規模に達しない信用協同組合は、その事業年度の開始の時における預金等総額が二百億円に達しない信用協同組合とする。

2 法第五条の八第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定については、第二条第二項後段の規定を準用する。

3 信用協同組合の事業年度の開始の時における預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上となる場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の八第一項に規定する信託組合に該当するものとみなす。

4 信用協同組合の事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円以上かつ百分の十以上となる場合（転換後の信用協同組合又は合併により設立された信用協同組合に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用協同組合は、法第五条の八第一項に規定する信託組合に該当しないものとみなす。ただし、当該信用協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（会計監査人について準用する会社法の読み替え）

第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人について会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

（同一人に対する信用の供与等）	読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第三百四十五条第一項	第三百九十六条第二号	選任若しくは解任又は辞任	選任、解任若しくは不再任又は辞任
		電磁的記録を	電磁的記録（協同組合による金融事業に関する法律第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「準用銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信託組合連合会をいう。以下同じ。）の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該信用協同組合等の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第三号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該信用協同組合等が当該債務者等に対しても準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 勤労者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業その他の地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行つてゐる債務者等（地方住宅供給公社その他の出資金の全額を地方公共団体が出資している法人で金融庁長官の定めるものに限る。）に対して、当該信用協同組合等が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 信用協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等に対して、当該信用協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該信用協同組合等が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該信用協同組合等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

11 10 準用銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の一十五とする。

準用銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（準用銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対しても合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該信用協同組合等が新たに子会社等を有することとなることにより、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 第九項第二号又は第三号に規定する債務者等に対しても、当該信用協同組合等及びその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該信用協同組合等及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

12 準用銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならぬ法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 日本銀行

四 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

13 準用銀行法第十三条第三項第二号に規定する政令で定める信用の供与等は、信用の供与等を行う信用協同組合等又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等とする。

第三条の二 準用銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該信用協同組合等の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。）

（信用協同組合等の特定関係者）

以下この項、次条第一項、第五条の十三及び第七条第二項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三 前号の信用協同組合代理業者を子法人等とする親法人等並びに当該親法人等の子法人等及び関連法人等（当該信用協同組合等及び前二号に掲げる者を除く。）

四 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（個人に限る。以下この号において「個人信用協同組合代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。）

イ 当該個人信用協同組合代理業者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 当該個人信用協同組合代理業者がその総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 前項及びこの項において親法人等とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

第五十二条の五十六第二項	電磁的方法	電磁的方法（同法第五条の七第十一項第四号に規定する電磁的方法をいう。）
第五十二条の五十九の見出し	前項第三号から第五号までのいずれか	前項第四号又は第五号
第五十二条の六十第一項	所属銀行等	所属信用協同組合等
第五十二条の六十第二項	営業所	事務所
	預金者等	預金者又は定期積金の積金者
(特定信用協同組合代理業者の休日)		
第五条の六 法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。		
2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。		
一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。）前項に定める日以外の日		
二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業所等 次に掲げる日		
イ 当該営業所等（主たる営業所等その他の内閣府令で定める営業所等に限る。イにおいて同じ。）につき、当該営業所等の休日としても当該特定信用協同組合代理業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして金融庁長官が承認した日		
ロ 当該特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例に係る法の規定を適用する場合の読み替え）		
第五条の六の二 法第六条の四の四第二項の規定により法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定を適用する場合における同項において準用する銀行法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法第六条の五の十第一項において準用する銀行法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の八第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号
第五十二条の六十一の八第一項第四号	営業所又は事務所	営業所
第五十二条の六十一の十五第一項	営業所若しくは事務所	営業所
(認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定の申請)		
第五条の六の三 法第六条の四の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。		
一 名称		
二 事務所の所在地		
三 役員の氏名		
四 法第六条の四の六第二号に規定する協会員の氏名又は名称		
2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。		
(信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の読み替え)		
第五条の六の四 法第六条の五第一項において銀行法の規定を準用する場合における同法の規定の技術的読み替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える銀行法の規定	読み替える字句	読み替える字句
第五十二条の六十の四第一項第五号	商号	商号
第五十二条の六十の六第一項第七号	協同組合による金融事業に関する法律、信用金	協同組合による金融事業に関する法律、信用金
	信用金庫法	信用金庫法
第五十二条の六十の六第一項第九号へ	農林中央金庫法	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、農林中央金庫法
第五十二条の六十の六第一項第五号	農林中央金庫法	銀行法、農林中央金庫法
第五十二条の六十の六第一項第一項第一号	手続実施基本契約	手続実施基本契約（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）

(信用協同組合電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者)

第五条の六の五 法第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この項、次項から第五条の六の九まで及び第九条第一項において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十の十三に規定する政令で定める者は、信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）その他内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一 当該信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）の役員（準用銀行法第五十二条の六十の四第一項第四号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）又は使用人

二 当該信用協同組合電子決済等取扱業者の親法人等又は子法人等

三 当該信用協同組合電子決済等取扱業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（次項第四号において「特定個人株主」という。）（第一号に掲げる者を除く。）

四 前項第三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

2 前項第二号の「親法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その親会社等

二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）

三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

四 その特定個人株主に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）

イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）

ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等

3 第一項第二号の「子法人等」とは、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）をいう。

一 その子会社等

二 その関連会社等

4 この条において「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配している他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

5 第二項第三号及び第四号並びに第三項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員（外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをい

う。

6 第一項第三号及び第二項第四号に規定する議決権の保有の判定に関し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第五条の六の六 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第二項に規定する政令で定めるものは、銀行法第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた者とする。

2 準用銀行法第五十二条の六十の二十七第三項に規定する政令で定めるものは、銀行法第二条第二十項に規定する認定電子決済等取扱事業者協会の社員である者とする。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）

第五条の六の七 準用銀行法第五十二条の六十の三十一第二項に規定する認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会が銀行法第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十の三十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の銀行法第五十二条の六十の二十六各号に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

（信用協同組合電子決済等取扱業者が電子公告により公告をする場合についての適用除外）

第五条の六の八 準用銀行法第五十二条の六十の三十六項及び第七項において信用協同組合電子決済等取扱業者が電子公告により同条第三項の規定による公告をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定
第九百四十条第三項
読み替える準用銀行法の規定

（外国法人である信用協同組合電子決済等取扱業者に対して法の規定を適用する場合の読み替え）

第五条の六の九 信用協同組合電子決済等取扱業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての準用銀行法第五十二条の六十一の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える準用銀行法の規定
読み替える字句
読み替える字句

読み替える字句	読み替える字句
前二項 これらの	第一項 同項の

第五十二条の六十の四第一項第三号	営業所	国内における営業所
第五十二条の六十の四第二項第二号	所在地 （含む。）	所在地並びに主たる営業所の名称及び所在地（外国に主たる営業所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十の二十三第三項	営業所	含む。）並びに国内における主たる営業所の登記事項証明書 国内における営業所

第五条の七 法第六条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名

四 法第六条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の読み替え）

第五条の八 法第六条の五の十第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ	協同組合による金融事業に関する法律、信 用金庫法、労働金庫法	信用金庫法、労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五十二条の六十一の二十五第二項	認定業務	認定業務（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）

（信用協同組合電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第五条の九 法第六条の五十第一項において準用する銀行法（次条、第五条の十一及び第十条において「準用銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 中小企業等協同組合法

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)

第五条の十 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

一 農業協同組合法第一百十四条の規定による認定
二 水産業協同組合法第五十二条の二十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会

二 水産業協同組合法第一百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会

三 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会

四 銀行法第二百二十三条に規定する認定電子決済等代行業者協会

五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)

第五条の十一 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定める業務は、法第六条の五の人による規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に從事する役員等である場合における当該業務とする。
農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
水産業協同組合法第百十四条の規定による認定

同法第九十二条の五の七各号に掲げる業務

				労働金庫法第八十九条の十の規定による認定
銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定	農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定	株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定	(外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対し) 法の規定を適用する場合の読み替え	同法第八十九条の十一各号に掲げる業務
第五十二条の六十一の三第一項第一号	第五十二条の六十一の三第一項第三号	第五十二条の六十一の三第二項第一号	第五十二条の六十一の三第二項第二号	同法第五十二条の六十一の二十各号に掲げる業務
第五十二条の六十一の七第一項第三号	第五十二条の六十一の七第一項第四号	第五十二条の六十一の八第一項第四号	第五十二条の六十一の八第一項第二項	同法第六十条の二十二各号に掲げる業務
第五十二条の六十一の八第一項第二項				

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の十五

準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定預金等契約（法第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関する顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合には、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

第五条の十六

法第六条の五の十一第一項の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号	
第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号	名称
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号	対価（手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関する顧客が支払うべき対価をいう。）
第三十七条の六第四項（ただし書を除く。）	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
	対価	第二条第三十一項第四号	

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

- 第五条の十七 法第六条の五の十二第一項第二号及び第四号ニ並びに法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第五条の十九各号に掲げる指定

（異議を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数の信用協同組合電子決済等取扱業者の総数に占める割合）

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

- 第五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 農業機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 水産業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第二第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定
- 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定
- 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

- 十四 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定
(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
- 第六条 法第七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 法第六条の七（第一号、第三号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知
 - 二 準用銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による解散命令
 - 三 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示
- （財務局長等への権限の委任）
- 第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四項ただし書及び第六項、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認
 - 二 法第七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更
 - 三 第四条第二項第二号の規定による承認
 - 四 法第七条の二の規定、準用銀行法第十六条第一項の規定及び第四条第二項第三号の規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理
 - 五 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め
 - 六 準用銀行法第二十五条第一項（準用銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
 - 六の二 準用銀行法第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めるることを含む。）
 - 七 準用銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求
 - 八 準用銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述
- 2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（準用銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外の者で当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用協同組合の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。
- 第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の四の二第一項において準用する銀行法（以下この項において「準用銀行法」という。）第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（準用銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等を含む。以下この項において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第六条の三第一項の規定による許可
 - 二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更
 - 三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認
 - 四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の六第二項第二号イの規定による承認
- 五 法第七条の二第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十一及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第五条の六第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
- 六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め
- 八 準用銀行法第五十二条の五四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による处分

- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用協同組合電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合電子決済等代行業者の従たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 附 則**
- 5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。
- 2 1 この政令は、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十六年法律第六十一号）の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。
- 2 2 協同組合による金融事業に関する法律の規定による大蔵大臣の権限の委任に関する政令（昭和四十八年政令第百八十五号）は、廃止する。
- 2 3 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 附 則** （昭和五八年五月一三日政令第一〇三号）
- この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。
- 附 則** （昭和六一年七月二四日政令第二六四号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則** （昭和六三年一〇月二一日政令第三〇三号）
- この政令は、昭和六十四年二月一日から施行する。
- 附 則** （平成五年三月三日政令第二九号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。
- 附 則** （平成五年九月一〇日政令第二八五号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則** （平成七年一〇月一八日政令第三五九号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。
- 附 則** （平成八年一一月一八日政令第三三五号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この政令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律（以下「健全性確保法」という。）の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
- 第五条** 信用協同組合（健全性確保法の施行の際現に存するものを除く。）に係る第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第二条の三の規定については、施行日から施行日以後一年を経過する日までの間に開始する事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、同条中「二千億円」とあるのは、「五千億円」とする。
- 2 前項に規定する信用協同組合のうち、同項に規定する事業年度の開始の時における預金等総額及び員外預金比率（それぞれ新令第二条の三第三項に規定する預金等総額及び員外預金比率をいう。以下この項において同じ。）が一千億円以上五千億円未満であり、かつ、百分の十五以上である信用協同組合で、当該事業年度の翌事業年度の開始の時における預金等総額又は員外預金比率が一千億円を下回り、又は百分の十五を下回ることとなつたものについては、同条第三項の規定は、当該翌事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。
- 附 則** （平成八年一一月一八日政令第三三六号）抄
- （施行期日）
- 第一条** この政令は、法の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。
- 附 則** （平成九年九月一九日政令第二八八号）
- この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。
- 附 則** （平成一〇年三月四日政令第三五五号）抄

第一条 (施行期日)

附 則（平成一〇年五月一七日政令第一八四号）
この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。
附 則（平成一〇年一月二〇日政令第三六九号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十二月一日から施行する。
附則 (平成一〇年二月一五日政令第三九三号)

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年九月一〇日政令第二七六号）抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法（以下「法」と

附則（平成二年〇月七日政令第五号）
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則
(平成二年三月三日政令第八六号)

(施行期日) 平成二年六月七日政令第二四四号抄
附 則

第一条 附則 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。
(平成十二年六月七日政令第三〇三号) 抄

第一条 (施行期日)
この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第五四八号)
この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年)

(施行期日) 附 則 (平成一三年二月九日政令第二八号) 抄

第一条 附則（平成十三年三月二二日政令第五七号）抄
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正
平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の日)

第三回 三月三日、第一回を含む毎月の開始に規定する「新令」といふ。第一条の規定によれば、当該事業年度の翌事業年度の開始台帳の持こしに関する規定は、同組合で、当該事業年度の翌事業年度の開始台帳の持こしに関する規定は、

2
当該事業年度終了後最初に招集される通常総会の総額の半
新令第二条の二第四項の規定は、平成十三年三月三十
日以後も同様である。

この項において同じくが五十億円以上千億円未満であり、金比率が五十億円以上かつ百分の十五以上である場合に

3 平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時に同じ。)が五百億円以上一千億円未満であり、かつ、百分

百分の十五を下回ることとなつたものについては、同様ける預金等総額が新たに二千億円を下回ることとなつた。

業に関する法律第五条の五第一項に規定する特定信用協定

この項において同じ。) が五百億円以上二千億円未満である場合に預金比率が五百億円以上かつ百分の十五以上である場合に

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

- 第三十九条** 改正法第十一條の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三条。以下この条において「新協同組合金融事業法」という。)第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。
- 2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

- 3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十二年一月二三日政令第八号)

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二十二年一月二八日政令第三〇三号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (施行期日)

この政令は、改定法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 第五条 この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年六月一〇日政令第一六六号)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二四日政令第一八一号)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、平成二十三年六月三十日から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二四日政令第一五号)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十六年四月一日)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年四月一日)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二三日政令第三四二号)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十六年一〇月二三日政令第三四二号)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十六年四月一日)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十八年二月三日政令第三八号)

抄

附 則 (施行期日)

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二十八年二月一七日政令第四三号) 抄

(施行期日) この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三十一年五月三〇日政令第一七三号) 抄

(施行期日) この政令は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第五十二条の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(信用協同組合電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)

第十二条 改正法第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号。以下「新協同組合金融事業法」という。）第六条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第十三条 新協同組合金融事業法第六条の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(新協同組合金融事業法において読み替えて準用する新銀行法等の規定の読み替え)

第十四条 改正法附則第五条第二項の規定により新協同組合金融事業法の規定を適用する場合においては、新協同組合金融事業法第六条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第五条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

附 則 (平成三十一年八月一五日政令第一四二号)

この政令は、平成三十年八月十六日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月三〇日政令第一三九号) 抄

(施行期日) この政令は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第一一七号) 抄

(施行期日) この政令は、改正法施行日（令和二年七月一日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第一条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

附 則 (令和三年二月三日政令第一一号)

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則 (令和三年六月一一日政令第一六二号) 抄

(施行期日) この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和三年一月一〇日政令第三〇九号)

1 この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則 (令和三年一月一五日政令第一四七号) 抄

(施行期日) この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則 (令和四年七月一五日政令第二四七号) 抄

(施行期日) この政令は、令和四年七月十六日から施行する。

(協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の際にされている第三条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項において「旧協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第一号の規定による承認の申請（協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条第一項に規定する信用協同組合等の事務所を設置する際に行われたものに限る。）において当該事務所の休日として申

請された日は、施行日に第二条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項において「新協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第三号の規定により当該事務所の休日として届け出られたものとみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定による承認の申請（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者の旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項に規定する営業所等を設置する際に行われたものに限る。）において当該営業所等の休日として申請された日は、施行日に新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により同項に規定する営業所等の休日として届け出られたものとみなす。

附 則（令和五年五月二六日政令第一八六号）抄

第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。ただし、附則第四条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

（信用協同組合電子決済等取扱業者の登録を受けるための準備行為）

第六条 改正法第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号。以下この条において「新協同組合金融事業法」という。）第六条の四の三第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五第一項において準用する改正法第六条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。次条及び附則第八条において「新銀行法」という。）第五十二条の六十の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

附 則（令和五年一月六日政令第三一六号）

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二号）抄

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年二月九日政令第二九号）抄

（施行期日）

附 則（令和六年二月九日政令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行の際現に第三条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項から第六項までにおいて「旧協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行令（次項から第六項までにおいて「新協同組合金融事業法施行令」という。）第四条第二項第二号に規定する事務所（次項及び第三項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第四条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日は、主たる事務所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第四条第二項第二号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

4 この政令の施行の際現に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号に規定する営業所等（次項及び第六項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあっては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

5 この政令の施行の際現にされている旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあっては同号ロの規定による届出とみなす。

6 この政令の施行前に旧協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号の規定により休日として届け出られた日は、主たる営業所等に係るものにあっては新協同組合金融事業法施行令第五条の六第二項第二号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。